

# 小笠原 ルールブック

---

The OGASAWARA  
RULEBOOK



2023(令和5)年度 改訂版

## 目次

### 国際条約

世界遺産条約（世界自然遺産）	.....	2
----------------	-------	---

### 法・条例・制度等

① 自然公園法（小笠原国立公園）	.....	4
② 保護林制度（森林生態系保護地域）	.....	6
③ 種の保存法（国内希少野生動植物種）	.....	8
④ 文化財保護法（国指定天然記念物）	.....	9
⑤ 外来生物法ほか（外来生物対策）	.....	10
⑥ 小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例	...	12
⑦ 南島・石門に関するルール	.....	14

### その他の自主ルール等

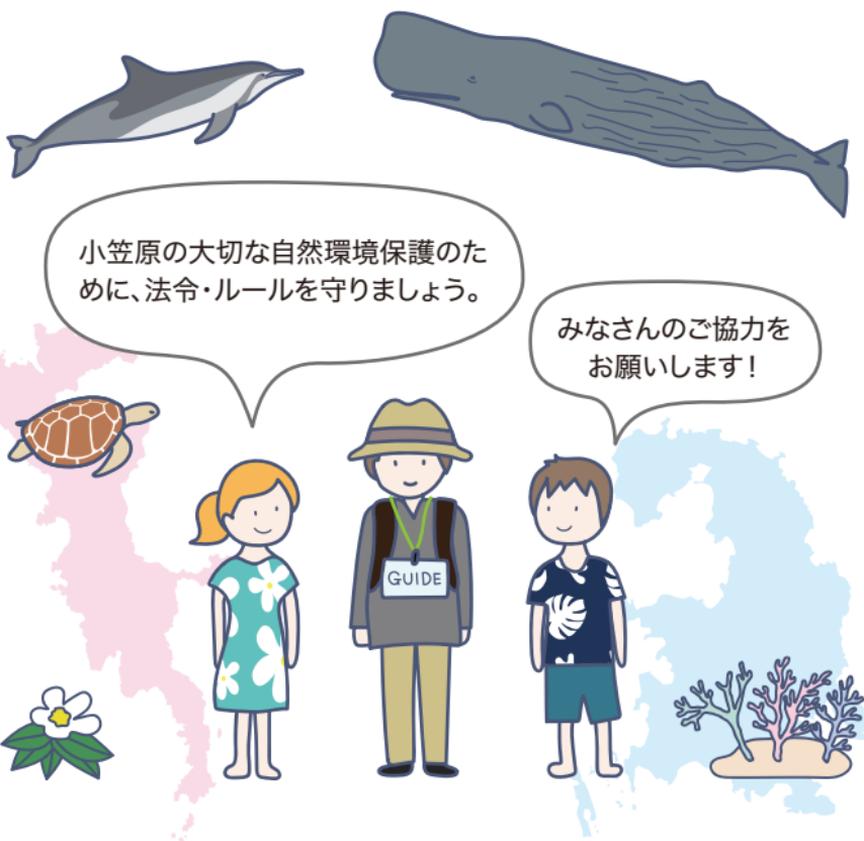
① 小笠原カントリーコード	.....	16
② ホエールウォッチング自主ルール	.....	18
③ ドルフィンウォッチング・スイム	.....	20
④ ウミガメ	.....	22
⑤ 海のレジャーを楽しむ皆様へ	.....	24
⑥ オガサワラオオコウモリ	.....	26
⑦ グリーンペペ（ヤコウタケ）	.....	28
⑧ 東平サンクチュアリー	.....	30
⑨ 母島石門の自主ルール	.....	32
もっと詳しく知りたいときは	.....	34
電子版（PDF版）のダウンロード	.....	35

## はじめに

小笠原諸島には貴重な自然環境が多く残されています。

この自然を守りながら皆さんに親しんでいただくため、小笠原には法令の他、各団体が自主ルールなどを定めています。

この小冊子は、それらの概要をまとめたものです。狭い紙面の中で全てを網羅しつつしているものではありませんが、どのように行動すれば小笠原の自然を守ることにつながるのかを考えるきっかけとしていただければ幸いです。



## 世界遺産条約 (世界自然遺産)

世界遺産は、将来に引き継いでいべき世界共通のかけがえのない財産です。本土から約1,000km南に位置し、誕生以来大陸と陸続きにならなかったことのない絶海の海洋島である小笠原諸島は、はるかな海を越えてたどり着いた生物が独自の進化を遂げ、他に類を見ない生態系を有しています。こうした「固有種が多い」「『適応放散』という進化の過程を示す証拠が多い」独自の生態系が高く評価され、2011年6月、ユネスコ世界遺産委員会で、小笠原諸島の世界自然遺産登録が決定されました。

### 【父島区域図】

遺産区域

—— 都道



## 環境省小笠原自然保護官事務所

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町

TEL:04998-2-7174 FAX:04998-2-7175

### 【母島区域図】

遺産区域

—— 都道



世界自然遺産区域には、図に示した父島、母島、南島の指定区域の他、以下の島々及びその周辺の小島・岩礁の全域が含まれます。

(父島列島)東島、西島、**兄島**、弟島

(聳島列島)北之島、聳島、媒島、嫁島

(母島列島)**平島**、**向島**、姉島、妹島、姪島

(火山列島)北硫黄島、南硫黄島

(その他)西之島

※**太字**:一部の海域を含む

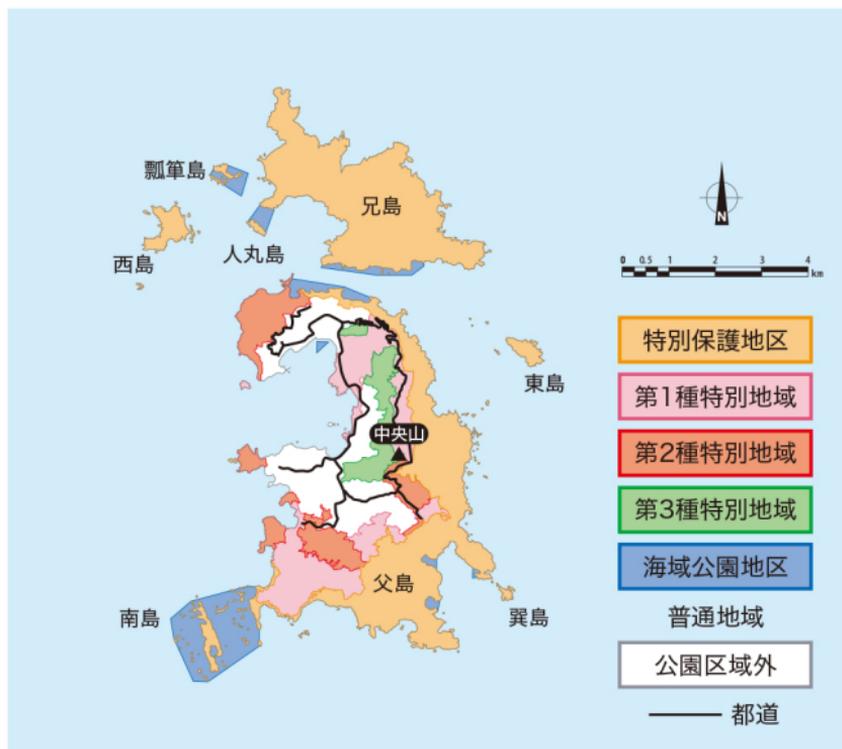


## ① 自然公園法 (小笠原国立公園)

小笠原諸島は、島々と海洋のおりなす優れた風景地として自然公園法に基づき、父島と母島の市街地を除く地域が国立公園に指定されています。国立公園内では風致・景観を守るため、陸域・海域ともに動植物の採取・捕獲やほとんどの開発行為が厳しく規制されています。

### ■規制される行為

樹木の伐採、土石の採取、指定動植物の捕獲・採取等



父島は、東京の南約1,000kmにあり、その広さは千代田区の2倍余りの約24km<sup>2</sup>です。父島の中央にある中央山(319m)の展望台からは360度素晴らしい景観が楽しめます。

お問  
合せ  
先

## 環境省小笠原自然保護官事務所

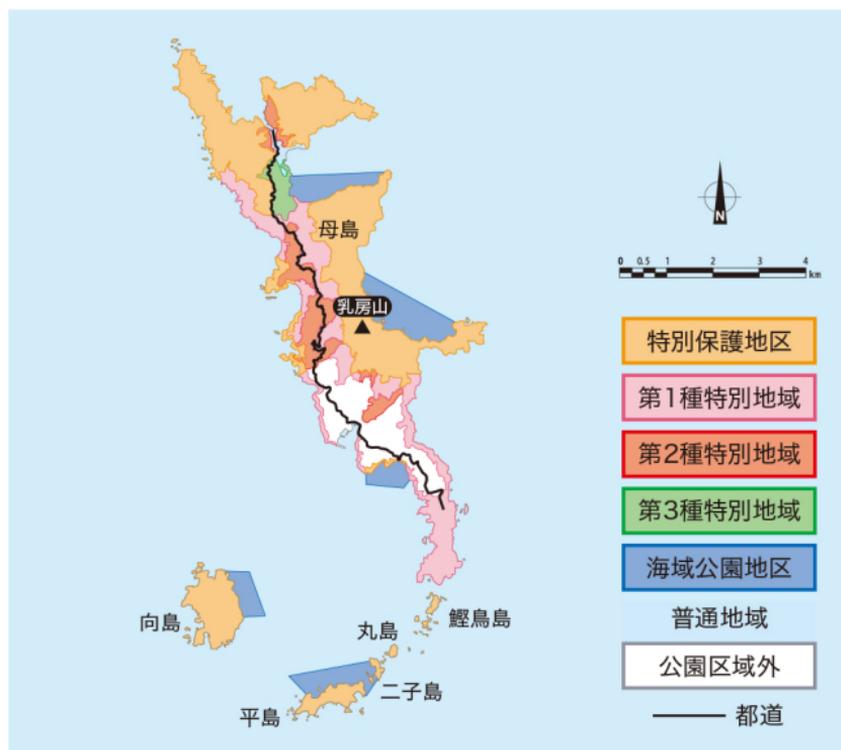
〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町  
TEL:04998-2-7174 FAX:04998-2-7175

## 環境省母島自然保護官事務所

〒100-2211 東京都小笠原村母島字静沢  
TEL:04998-3-2577

## 小笠原支庁土木課

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町  
TEL:04998-2-2165 FAX:04998-2-2302

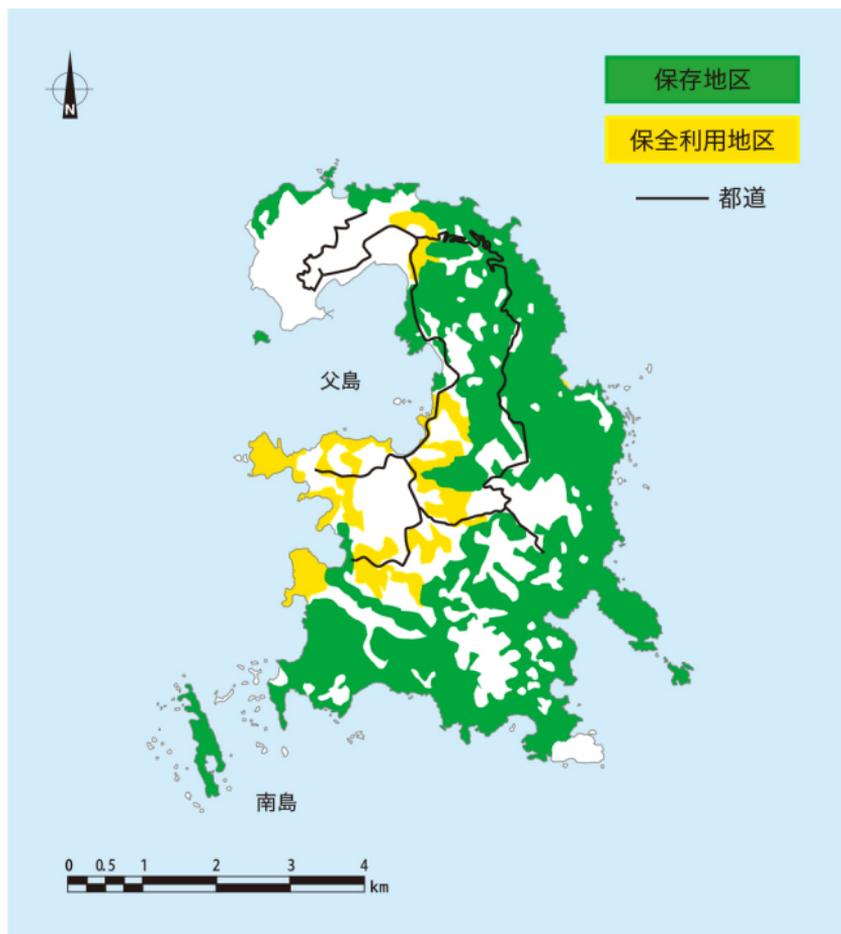


母島は父島の南約50kmに位置し、その広さは約20km<sup>2</sup>です。島の中央に乳房山(約463m)があり、島の周囲はほとんどが急峻な崖となっています。

## ② 保護林制度 (森林生態系保護地域)

父島・母島の全面積のうち60%が国有林です。この国有林の貴重な動植物の保護・風致の維持を目的として、小笠原諸島では2007年に「森林生態系保護地域」が設定され、保全管理計画を定めました。

「森林生態系保護地域」内では立ち入りできるルートは制限されており、講習を受講したガイドの同行が必要です。



お問  
合せ  
先

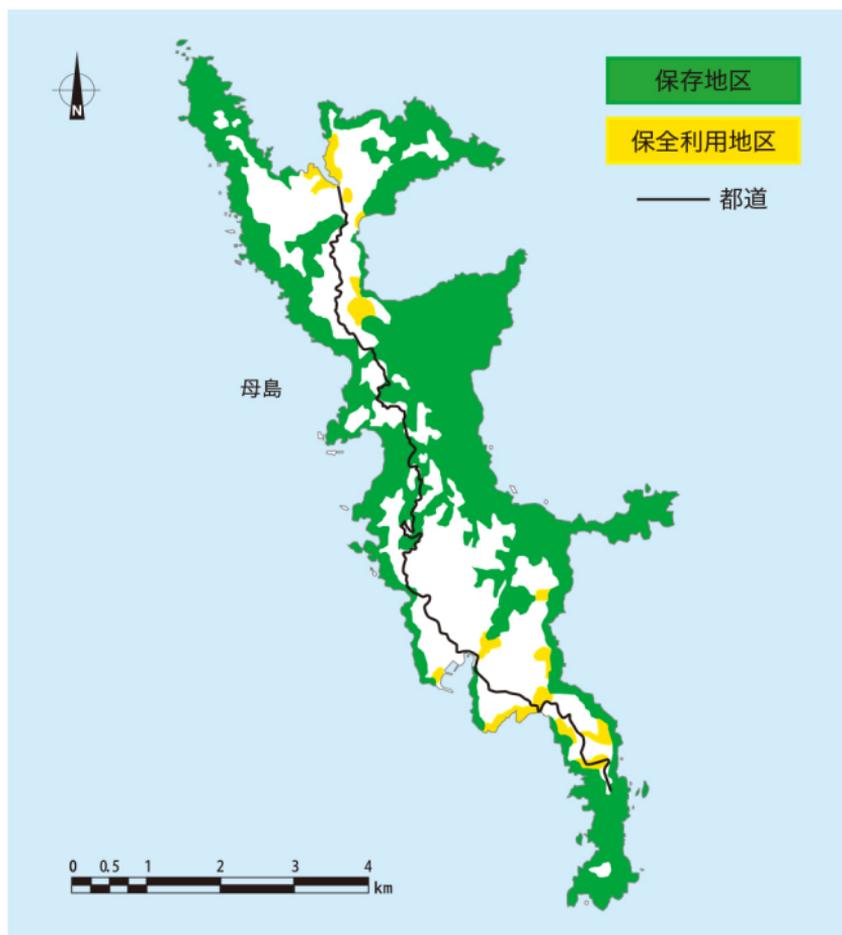
## 小笠原総合事務所国有林課

〒100-2101 東京都小笠原村父島字東町

TEL 04998-2-2103

## 小笠原諸島森林生態系保全センター

TEL 04998-2-3403



### ③ 種の保存法 (国内希少野生動植物種)

小笠原諸島では数多くの固有の動植物があり、特異な生態系を見せる一方で、生息域・生息数の減少が心配される種も存在します。

「種の保存法」では、絶滅のおそれのある野生動植物の種を保護するため、捕獲・採取・殺傷・損傷・譲渡等が禁止されています。また、あわせて個体の繁殖の促進・生息地の整備など保護増殖事業に取り組んでいます。

ほ乳類	オガサワラオオコウモリ
鳥類	アホウドリ、ハハジマメグロ、アカガシラカラスバト、オガサワラノスリ、オガサワラカワラヒワ、オガサワラヒメミズナギドリ、オガサワラミズナギドリ
昆虫類	オガサワラナガタムシ、オガサワラハンミョウ、オガサワラトラカミキリ、オガサワラシジミ、オガサワラトンボ、オガサワラアオイトトンボ、ハナダカトンボ、他15種
陸産貝類	コガネカタマイマイ、ヒメカタマイマイ、オトメカタマイマイ、カタマイマイ、アケボノカタマイマイ、ハハジマキセルモドキ、オガサワラオカモノアラガイ、他13種
植物	ムニンツツジ、ムニンノボタン、アサヒエビネ、ホシツルラン、シマホザキラン、タイヨウフウトウカズラ、コバトベラ、ウラジロコムラサキ、ヒメタニワタリ、コヘラナレン、ウチダシクロキ、シマカコソウ、他13種

※赤字の表記は、保護増殖事業計画が策定されているものです。

お  
問  
合  
せ  
先

#### 環境省小笠原自然保護官事務所

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町

TEL:04998-2-7174 FAX:04998-2-7175

## ④ 文化財保護法（国指定天然記念物）

「国指定天然記念物」は、わが国で学術上価値の高いもののうち重要なものを保存することを目的として、「文化財保護法」に基づいて指定されています。天然記念物に影響を及ぼす行為をする場合は、文化庁長官の許可が必要です。

小笠原諸島に関連するものとしては、下記のもが指定を受けています。

### 特別天然記念物(2)

#### メグロ、アホウドリ

※メグロは小笠原村の村鳥であり、  
村章のモチーフにもなっています。



### 天然記念物(29)

オガサワラオオコウモリ、アカガシラカラスバト、  
オガサワラノスリ、オガサワラシジミ、  
シマアカネ、オガサワラトンボ、  
オガサワライトトンボ、ハナダカトンボ、  
オガサワラタマムシ、  
オガサワラセスジゲンゴロウ、  
オガサワラアメンボ、オガサワラクマバチ、  
オガサワラゼミ、  
小笠原諸島産陸貝(12科)、カサガイ、オカヤドカリ、  
小笠原南島の沈水カルスト地形、南硫黄島

お  
問  
合  
せ  
先

### 文化庁

届出等窓口：小笠原村教育委員会事務局  
TEL：04998-2-3117

## ⑤ 外来生物法ほか（外来生物対策）

他の陸地と一度もつながったことの無い小笠原では、生物が独自の進化をしてきました。しかし、そこに人によって持ち込まれた生物(外来種)が侵入すると、小笠原の生物は、食べられたりして、急速にその数を減らしてしまいます。

外来種による被害を防ぐために以下のルールを守りましょう。

### 1.小笠原に外来生物を持ち込まない

もともと小笠原にいない生物を持ち込まないようにしましょう。土や泥などと一緒に土壌動物や種子などを持ち込むこともありますので注意しましょう。

### 2.ペットの管理をしっかりと

イヌやネコに代表されるペット達も人の手を離れば外来種です。島の生物を傷つける可能性がありますので、希少生物が生息する地域に連れて行かないようにしましょう。

### 3.島から島への移動をさせない

外来種が、他の島に渡ることを防ぐため、船で出発する前に、荷物に外来生物がまぎれこんでいないかしっかりチェックしましょう。靴底や、船体のチェックも必要です。泥落し用のマットが設置されているところでは、マットを使いましょう。

- ※「外来生物法」で特定外来種に指定されている生物(下記囲み参照)は、飼養・栽培・保管・運搬のほか、野外へ放つ植える・まくことも禁止されています。
- ※「動物愛護管理法」では、愛護動物の遺棄は禁止されています。

#### 特定外来生物とは

生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものとして指定された動植物です。

#### ・小笠原に既に侵入しているもの：

グリーンアノール、オオヒキガエル、ニューギニアヤリガタリクウズムシなど

#### ・小笠原に未侵入だが危険度が高いもの：

ヒアリ(近年、東京港の青海埠頭などに侵入)など

#### ・ペットとして飼育できるが、野外への放出などは禁止

アカミミガメ、アメリカザリガニ

## 環境省小笠原自然保護官事務所

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町

TEL:04998-2-7174 FAX:04998-2-7175

### 特定外来生物の規制

飼育・栽培



運搬(生きたまま移動させる)



保管



許可を受けていない者  
に対する譲渡など



輸入



野外への放出、植栽、  
は種(種をまくこと)



販売・頒布



### アカミミガメ・アメリカザリガニの規制

#### ■グリーンアノール

北米原産。父島・母島に蔓延。樹上性のトカゲで繁殖力・捕食能力が高く、昼行性の昆虫が激減した原因となっている。

#### ■オオヒキガエル

南米原産。父島・母島に蔓延。地上性の大型のカエル。目の後ろの膨らみに毒液を貯めており、人体にも危険。

#### ■ニューギニアヤリガタリクウズムシ

父島に蔓延。マイマイを好んで捕食し父島のカタマイマイ類などを壊滅させた。土や泥の中に卵や幼体が混入するおそれがある。

#### ■ヒアリ

南米原産。小笠原未侵入。世界的に拡がり東京港にも貨物などに付着して侵入。尻の毒針で刺されるとアレルギー反応を起こすおそれがあり危険。



## ⑥ 小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例

犬、猫に限らず、ハムスター、ウサギ、鳥、カメ、虫、魚などのペットは、野外に放されてしまえば、小笠原固有の生態系に影響を与えてしまう可能性があります。

そこで、「<sup>オガさわら</sup>小笠原村<sup>あにまる</sup>愛玩動物の適正な飼養及び管理<sup>ルール</sup>に関する条例(オガニマルール)」を制定し、生態系への影響を未然に防ぎ、環境衛生も保つことで、「人とペットと野生動物が共存できる島」として、固有の自然環境の保全を目指しています。

オガニマルールでは、以下の4つのルールを定めています。ルール1と2は令和3年度から始まっています。

### ルール1

#### 正しく飼って逃げないようにしよう。

●・逃がさないようにしよう。

※猫は室内飼いをする、ペットの散歩・移動時はリード・キャリーを忘れないようにしよう。

※もしも逃がしてしまった場合、速やかに環境課にご連絡ください。

●・みだりに餌やりしないようにしよう。

■▲・ペットのことをよく理解しよう。

※ペットの生態・習性に応じた飼い方をするとともに、しつけ可能なペットへはきちんとしつけをしよう。

■▲・清潔にしてあげよう。

※屋外でペットがした糞尿はすぐにきれいにする、ペットの散歩前には家となるべくトイレを済ませるなど、生活環境も清潔に保つようにしよう。

■▲・さいごまで飼おう。

※もしもの時のペットの預け先や譲渡先、ペット防災の準備をしておこう。

■▲・ペットがどこのだれか、わかるようにしよう。

※犬や猫にはマイクロチップを装着することができます。

▲・管理できない繁殖はやめよう。

※猫には避妊・去勢手術をすることが義務化されています。

▲・決められた頭数で、大事に飼おう。

## 小笠原村環境課

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町

TEL:04998-2-2270 FAX:04998-2-2271

### ルールの対象となる人

- :小笠原にいる全ての人(観光客、ペットを飼っていない人を含む)
- :小笠原で短期間(30日以内)ペットを飼う人
- ▲:小笠原で長期間(30日を超える)ペットを飼う人



### ルール2

- ▲小笠原で30日を超えてペットを飼う場合、登録しよう。



### ルール3

- 小笠原に動物を持ち込む場合、動物の種類と数などを、申告しよう。

※体制・検討が整い次第、スタートする予定です。

※スタート前でも、動物を持ち込む場合、事前に環境課にご相談ください。



### ルール4

- ▲小笠原にペットを持ち込む場合、持ち込める種類を確認しよう。

※ルール3の施行を経て、段階的にスタートする予定です。

ペットとともに小笠原で過ごす方は、ペットが生態系に影響を与えることなく、人と暮らす存在として受け入れられるよう、オガニマールールを含めたルールやマナーをきちんと守りましょう。

## ⑦ 南島・石門に関するルール

南島と母島石門一带の自然の保全と利用を図るために、東京都と小笠原村で協定を結び、「適正な利用のルール」を定めました。

### 適正な利用のルール

#### (1)南島・母島石門一带共通ルール

- ①東京都自然ガイドの指示に従う。
- ②東京都自然ガイドは  
その身分を表示する腕章等を着用する。
- ③定められた経路以外を利用しない。
- ④植物、動物、木片類、石など自然に  
存在するものはそのままの状態にする。
- ⑤動物、植物、種子、昆虫などの  
移入種を持ち込まない。
- ⑥動物にえさを与えない。
- ⑦動物を驚かしたり、追い立てたりしない。
- ⑧岩石などに落書きをしない。
- ⑨ごみは捨てず、すべて持ち帰る。  
また、海へ投棄しない。



お問合せ先

## 東京都小笠原支庁土木課

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町  
TEL:04998-2-2167 FAX:04998-2-2302

## 小笠原村産業観光課

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町  
TEL:04998-2-3111 FAX:04998-2-3222

### (2)個別ルール

名称	南島	母島石門一帯
利用経路	別図1のとおり。なお、利用経路以外は立入禁止	別図2のとおり。なお、利用経路以外は立入禁止
1日当たりの最大利用者数	設定しない	50人(1回当たり5人)
制限事項	なし	鍾乳洞は立入禁止
ガイドー人が担当する利用者の人数の上限	15人	5人

【別図1】南島



【別図2】母島石門一帯



# ① 小笠原カントリーコード

## -自然と共生するための10カ条-

貴重な動植物に恵まれた小笠原を後世まで引き継いでいくためには、行政のみならず小笠原を訪れる利用者の皆さんの理解・協力が不可欠です。また関係者が協力し自然環境の保全と適正な利用をしていく必要があります。このことから環境省は、1999年に東京都、小笠原村、有識者の方々のご協力をいただき、「小笠原を訪れるみんなのルール」として「小笠原カントリーコード」を定めました。

※ゴミのポイ捨てやペットの糞の置き去りは、小笠原村環境保全条例違反になります。



1. 貴重な小笠原を後世に引き継ぐ



2. ゴミは絶対捨てずに、すべて持ち帰る



3. 歩道をはずれて歩かない



4. 動植物は採らない、持ち込まない、持ち帰らない

## 環境省小笠原自然保護官事務所

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町

TEL:04998-2-7174 FAX:04998-2-7175



5. 動植物に気配りをしながら、  
ウォッチングを楽しむ



6. さんご礁等の特殊地形を  
壊さない



7. 来島記念などの落書きをし  
ない



8. 全島キャンプ禁止となっ  
ているので、キャンプはしない



9. 移動はできるだけ自分のエ  
ネルギーを使う



10. 水を大切にし、トイレなど  
公共施設をきれいに使う

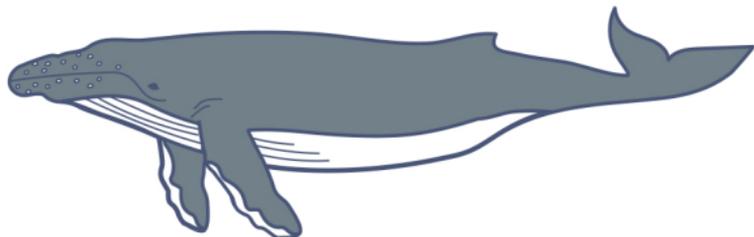
## ② ホエールウォッチング自主ルール

この自主ルールは、1989年に小笠原のホエールウォッチングを実施する場合に必要な自主規制として制定され、ホエールウォッチングの実状やクジラへの影響を考慮して、より効果的なものに順次改定しています。国内の他のホエールウォッチングポイントの自主規制のモデルにされたり、エコツーリズム実践の先駆けの事例としても評価を受けています。

### ■ ザトウクジラ



小笠原のホエールウォッチングの代表的存在。北の海から帰ってきて、毎年12～5月上旬まで見られる。ベストシーズンは2～3月。ブリーチングと呼ばれるジャンプや胸びれ・尾びれで海面を叩くなどの行動をすることがあり、ウォッチャーの目を楽しませてくれる。



### ■ マッコウクジラ



小笠原群島より約10～20km沖の海域に通年出現する。ウォッチングツアーは海況が安定している5～11月頃を中心に行われている。尾を海面上に高く持ち上げ、水深1000m以上の世界へ静かに潜り込む「潜水のチャンピオン」である。



## 小笠原ホエールウォッチング協会

〒100-2101 東京都小笠原村父島字東町

TEL:04998-2-3215 FAX:04998-2-3500

### 自主ルールの概要

適用鯨種:ザトウクジラなどのヒゲクジラ亜目全種とマッコウクジラ

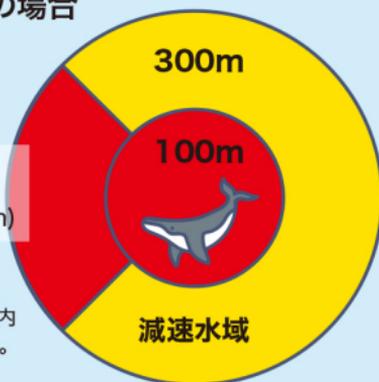
適用海域:小笠原諸島の沿岸20マイル以内

#### 20t未満の小型船の場合

#### 侵入禁止水域

(マッコウクジラは50m)

▶ ザトウクジラから100m、  
マッコウクジラから50m以内  
には船の方から近づかない。



◀ 船はクジラから  
300m以内に近づ  
いたら減速する。

※特例学術研究、特例取材の船舶は赤色の旗を掲げています。



◀クジラの進路や  
行動を妨げないよ  
うにしましょう。

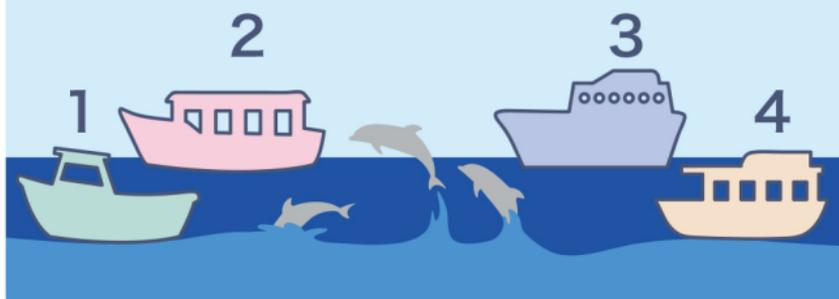
- く じらの来る海 小笠原へようこそ。当協会では、
- じ (自)主ルールを定めています。小笠原の海がクジラ達にとって
- ら く(楽)園であり続けるよう、ご理解・ご協力ください。

### ③ ドルフィンウォッチング・スイム

小笠原は世界でも有数の恵まれたイルカのウォッチングポイントです。その生息環境の保全とツアー参加者の安全と快適性を確保するため、小笠原村観光協会がホエールウォッチング協会のアドバイスのもと、2005年7月に制定しました。

#### 自主ルールの概要

1. ひとつの群れにアプローチできる船は、船の大小を問わず4隻までとする。(ウォッチングのみの場合も含まれる)



2. ひとつの群れに対する水中へのエントリー回数を、1隻につき5回以下とする。

※ただし、必ずしも5回OKというものではなく、その時のイルカの状況や他船への配慮を考えること。



## 小笠原村観光協会

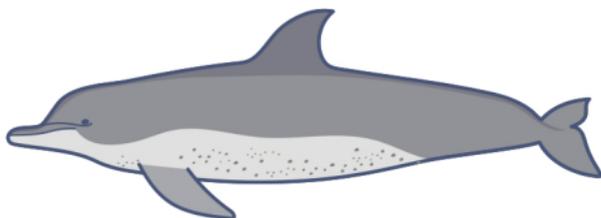
〒100-2101 東京都小笠原村父島字東町Bしっぶ内1F  
TEL:04998-2-2587 FAX:04998-2-3555

### ■ ミナミハンドウイルカ(ミナミバンドウイルカ)



体長2.5mぐらい。太平洋西部からインド洋の温暖な沿岸域に分布することが知られている。小笠原では、聟島・父島・母島列島の沿岸域に通年出現する。

近縁種のハンドウイルカに比べると、体がひとまわり小さく、くちばしが細長くて、成長すると腹部にまだら模様が現れるのが特徴である。

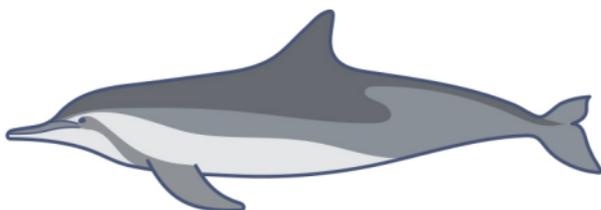


### ■ ハシナガイルカ



体長約2m。熱帯から亜熱帯の海域に広く分布している。小笠原では、聟島・父島・母島列島の周辺海域に通年出現する。昼間は岸近くや湾内でゆっくりとしていて、朝夕には活発に泳ぐことが多い。

20～30頭、時には200～300頭の群をつくり、行動が活発になると、前転やバク転、体をきりもみ状に回転させながらジャンプをすることがある。



## ④ ウミガメ

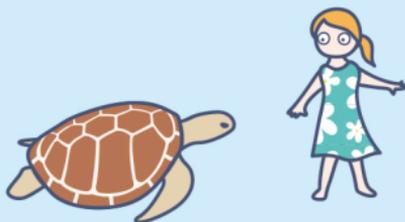
2004年7月に観光協会と、ガイド業者、そして、島のウミガメについて調査・研究を行っている小笠原海洋センターとの話し合いによって制定されました。ウミガメが産卵にやってくる時期(5月～8月)は、夜、砂浜を歩いていると、産卵中の場面に遭遇することも少なくありません。無事にウミガメが産卵を終えられるように、また、稚ガメたちが元気よく海へ旅立っていただけるように、皆でルールを守りましょう。

### ナイトウォッチングの際にウミガメに遭遇した場合の注意点(ガイドライン)



海に向かって光を当てるとウミガメが驚き上陸を止めてしまうことがあります。

懐中電灯やライトは足元だけ照らすこと。



ウミガメを驚かさずに産卵させるため、ウミガメの視界から外れるまで動かないようにしましょう。また、大きな声を出さないようにしましょう。

ウミガメと遭遇した場合、ウミガメを驚かさないうために動かないようにする。

## 小笠原村観光協会

〒100-2101 東京都小笠原村父島字東町Bしっぶ内1F  
TEL:04998-2-2587 FAX:04998-2-3555

### ■ ウミガメ



小笠原に来遊するウミガメは、アオウミガメ、アカウミガメ、タイマイ等である。主に見られるのがアオウミガメで、5月～8月頃の夜間に、砂浜へ上陸して産卵する。メスは1シーズン約400～500個もの卵を産み、ふ化した子ガメたちは7月～10月頃に旅立っていく。



親・子ガメが道路に出てきた場合、障害物で身動き取れない親ガメがいた場合は、小笠原海洋センターへ連絡すること。

昼夜問わず下記に連絡しましょう。

#### 【父島】

小笠原海洋センター  
TEL:04998-2-2830  
(夜間パトロール用電話)  
090-1461-3171

#### 【母島】

小笠原支庁母島出張所  
TEL:04998-3-2121  
小笠原村母島支所  
TEL:04998-3-2111



産卵巣には近づかない。

産卵巣を掘ったり卵を探したりすることで、稚ガメが正しくふ化・脱出できなくなったり、また近づくことで脱出直前の巣を踏み抜いてしまう危険性がありますので、産卵巣には近づかないようにしましょう。

## ⑤ 海のレジャーを楽しむ皆様へ

小笠原村では、漁業者・遊漁関係者・観光団体等との話し合いのもと、「父島・母島列島における遊漁ルール」を定め、水産資源を保護するとともに、豊かな自然環境の保全に向けた取り組みを行っています。本ルールをご理解の上、皆様のご協力をお願いします。

### 遊漁ルール



- ・ 不要となった釣り具や飲料缶、タバコの吸い殻などは放置せず、必ず持ち帰りましょう。
- ・ 釣り餌などを落としてしまった時は、においが残らないよう、海水で洗い流しましょう。
- ・ 次の人のためにも、釣り場は綺麗にしましょう

釣り場はきれいに。ゴミは持ち帰りましょう。



- ・ 生き餌を使用した遊漁（釣りの禁止  
～小笠原島漁業協同組合～
- ・ 母島列島におけるイシガキダイ、イシダイの再放流  
～小笠原島母島漁業協同組合～

遊漁ルールを守りましょう。

## 小笠原地区海面利用協議会

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町

小笠原村産業観光課内 TEL:04998-2-3114



- ・ 海況を予測しましょう。
- ・ 船の航路に入らないよう、ご注意ください。

カヤック、カヌー、SUPはルールを守って安全に。



コマセの使用はやめましょう。

- ・ 寄せ餌、撒き餌は集魚力が強く、乱獲につながります。また、海底に沈殿することで漁場環境の悪化につながる恐れがあります。
- ・ 貴重な資源と環境を守るためにも、コマセとしての使用はご遠慮ください。



ダメ!絶対!密猟禁止!!!  
いせえび・さざえは放流しましょう。

- ・ 磯釣りなどで、まれに「いせえび」が釣れてしまうことがありますが、漁業権により遊漁者は獲ることができません。
- ・ 釣れてしまった場合は、持ち帰らず速やかに放流(リリース)してください。

## ⑥ オガサワラオオコウモリ

観光協会ガイド部の皆さんや研究者の方たちが一緒になって、天然記念物のオガサワラオオコウモリを守っていくために、「皆で守るべきこと」をまとめたのがこの自主ルールです。同じく、ナイトツアーの主対象である「グリーンペペ」の自主ルールとともに、小笠原村観光協会が2004年5月に制定しました。

※亜熱帯農業センターの夜間利用は、申請を行ったガイドのみ利用ができます。

### オオコウモリウォッチングについてのガイドライン



コウモリを探すのはガイドのみ。弱い光あるいは赤い光を用いること。



フラッシュを使用した撮影は、ガイドの判断で状況の良い時に1カット限定にする。



餌付けは絶対にしないこと。



見る時・探す時は静かにする。民家が近くにある場所では、特に静かに行動すること。

## 小笠原村観光協会

〒100-2101 東京都小笠原村父島字東町Bしっぷ内1F

TEL:04998-2-2587 FAX:04998-2-3555

### ■ オガサワラオオコウモリ



小笠原唯一の固有哺乳類(天然記念物・絶滅危惧種)。前脚を広げると柔らかな膜があり、これで空を飛ぶことができる。花の蜜やフルーツを食べるので「フルーツ・バット」とも呼ばれる。



ガイド1人に対して見学者は10人程度。他のツアーとバッティングした時には同時に1つのライトで一緒に見るか、時間をずらすこと。



冬季の集団ねぐらはコウモリに与える影響が大きいため立ち入らないこと。また他の時期でもできるだけ控えること。

## ⑦ グリーンペペ (ヤコウタケ)

観光協会ガイド部の皆さんや研究者の方たちが一緒になって、ナイトツアーの主対象である「オガサワラオオコウモリ(天然記念物)」と同じく、観光客の皆さんが楽しみにしているグリーンペペを守っていくために、「皆で守るべきこと」をまとめたのが、この自主ルールです。2004年5月に小笠原村観光協会が制定しました。

### 長谷グリーンペペについて



カーブのところには車を止めない。  
手前に駐車する。

充分、手前で車のエンジンと  
ライトを消しましょう。



持ち去らない。

一部枝とペペを移動する場  
合は、ガイドが道端に持って  
きて、必ず元に返しましよ

## 小笠原村観光協会

〒100-2101 東京都小笠原村父島字東町Bしっぷ内1F

TEL:04998-2-2587 FAX:04998-2-3555

### ■ グリーンペペ



和名は「ヤコウタケ」。カサの直径は約1～2cm程度の大きさで、軸も細く、白色であるため、昼間は近くを歩いても見逃してしまうほど。しかし、雨上がりの何日かあとの夜には、ネオングリーンの強い光を放つ。



ガードレールや柵を乗り越えないこと。

基本的に道端から見ましょう。



他の見学者とバッティングした時は、お互いに配慮しながら順番に見る。

グループごとに順番に見るなど、ガイドの指示に従いましょう。

## ⑧ 東平サンクチュアリー

東平アカガシラカラスバトサンクチュアリーは、絶滅の危機にあるアカガシラカラスバトを守るため、「アカガシラカラスバトの生息環境に適した森林の保全・整備、アカガシラカラスバトの生息環境を守り適正な利用に供すること」を目的に、2003年4月に設定されました。

このサンクチュアリーの管理主体である小笠原総合事務所・小笠原諸島森林生態系保全センター及び、小笠原自然観察指導員連絡会を中心に、各関係機関とガイドにより利用時のルールを設定しました。

**設置場所：** 小笠原父島 桑ノ木山国有林  
小笠原父島 中央山東平

### 東平アカガシラカラスバトサンクチュアリーのルール

**A. 自然観察路** → 森林生態系保護地域の講習受講者または許可を受けた者(ガイド等)の同行が必要。

**B. 林内歩道** → 森林生態系保護地域の講習 (4H)を受講し、かつサンクチュアリーの特別な講習を受講し、許可を得た者(ガイド等)の同行が必要。

- 指定されたルートのみを利用すること。
- 「林内歩道」については、アカガシラカラスバトの繁殖期間である11月～3月は入林禁止とする。
- アカガシラカラスバトに出会ったときには以下の事項を守ること。
  - ・半径10m以内には接近しない(ハトを取り囲まない)。
  - ・えさを与えない。
  - ・ハトを驚かすような急な行動や大きな話し声等には十分注意する。
  - ・写真撮影時には、フラッシュ等を使用しないよう十分注意をする。

## 小笠原総合事務所国有林課

〒100-2101 東京都小笠原村父島字東町

TEL 04998-2-2103

## 小笠原諸島森林生態系保全センター

TEL 04998-2-3403

### ■ アカガシラカラスバト



国の天然記念物(絶滅危惧種)に指定されている。カラスバトの固有亜種であり、大きさは約40cm、体重は約450gで、頭の部分は赤紫色、体は光沢があり黒い。



## ⑨ 母島石門の自主ルール

この自主ルールは、母島におけるエコツーリズムを発展させるため、石門地域の貴重な環境資源の保護、持続可能な利用の促進、自然ガイドの技術向上を目的として発足した「母島自然ガイド運営協議会」によって作成されました。2003年8月から運用しています。

### 母島石門の自主ルール



靴底の泥や、服についている植物の種子などを森林に持ち込まない。入林前に必ず落としていくこと。



ルートに障害が生じたり、野生動物の異変に気付いた場合は、母島観光協会へ報告すること。



アカガシラカラスバトの半径10m以内には接近しないこと。



携帯トイレを携行すること。

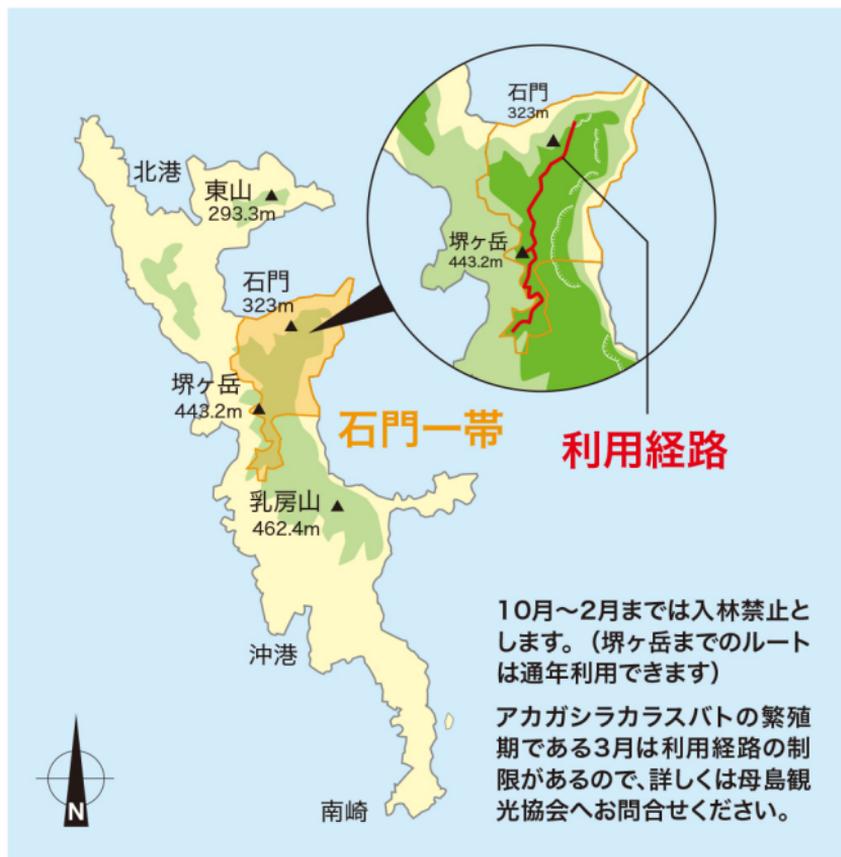
お問  
合せ  
先

## 母島自然ガイド運営協議会

〒100-2211 東京都小笠原村母島字元地母島観光協会内  
TEL:04998-3-2300 FAX:04998-3-2200

### ■小笠原村母島

母島は、父島から南へ約50km、定期船ははじま丸で約2時間かかる、南北に細長く、石門など湿性高木林のある緑濃い静かな島。地球上で母島列島にしかない鳥メグロが生息し、約6000万年前の化石である貨幣石や戦跡を見ることができる。



# もっと詳しく知りたいときは

このルールブックをきっかけとして、小笠原の自然を「もっと知りたい」ときは、こちらのホームページをご覧ください。

小笠原世界遺産センター(環境省)

<https://ogasawara-info.jp>

小笠原の自然に関する各種データ、フォトギャラリー、よりくわしい内容の各種電子版パンフレットの閲覧などができます。



各種パンフレットでは、この冊子で紹介しきれない詳しい内容が分かりやすく紹介されています。

フォトギャラリーも充実！  
小笠原の自然や生きものに  
くわしくなれますよ！





# 小笠原 ルールブック

The OGASAWARA  
RULEBOOK

## PDF版の ダウンロード

このルールブックのPDF版を、こちらのホームページからダウンロードすることができます。

※PDFファイルの閲覧については、適宜閲覧用ソフト・アプリをご用意ください。

小笠原エコツーリズム協議会



<https://ogasawara-eco.com/rule/>

# 小笠原インフォメーション

父島	島内観光・ツアー案内 小笠原村観光協会	受付時間 ☎ 8:00～17:00	電話番号 04998-2-2587
	小笠原村役場 産業観光課	☎ 8:00～17:15	04998-2-3114
	小笠原ホエールウォッチング協会	☎ 8:00～17:00	04998-2-3215
	島内バス 村営バス営業所	☎ 8:00～17:00	04998-2-3988
	医療機関 小笠原村診療所	☎ 8:30～11:00	04998-2-3800

※休診日・時間外の急患は119番へおかけください。

母島	島内観光・ツアー案内 小笠原母島観光協会	☎ 8:00～17:00	04998-3-2300
	医療機関 小笠原村母島診療所	☎ 8:30～11:00	04998-3-2115

※休診日・時間外の急患は119番へおかけください。

☎:年中無休 ☎:土曜日・日曜日・祝日以外の平日

おがさわら丸について 小笠原海運(株)父島営業所 04998-2-2111  
 ははじま丸について 伊豆諸島開発(株) 03-3455-3090  
 海の事故は118番!! 小笠原海上保安署 04998-2-7118

※本冊子は小笠原エコツーリズム協議会によって、各ルールから抜粋したものを掲載しています。各ルールの詳しい内容はそれぞれの管理・制定団体へ直接お問い合わせください。

このルールブックのお問い合わせは

**小笠原エコツーリズム協議会**  
**(事務局:小笠原村産業観光課)**

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町  
 TEL:04998-2-3114 FAX:04998-2-3222  
 E-mail:sankan@vill.ogasawara.tokyo.jp

小笠原  
 Ogasawara *Smile* Tourism